

選挙事務所を設置する際は建築確認が必要です

新たに設置する建物を選挙事務所にする場合、建築確認が必要です。

設置しようとする事務所がプレハブであっても、短期間のみの設置であっても、建築物を設置する場合は、建築基準法に適合させる必要があります。

「建築確認申請」や「完了検査申請」の手続きが必要です。

仮設許可を受けることにより建築基準法の一部緩和も可能です。

詳しくは、佐賀県のホームページ「選挙事務所等仮設建築物の手続きについて」もしくは、土木事務所の建築担当窓口（みやき町の担当は佐賀東部土木事務所です）で、ご確認ください。

【建築確認についてのお問い合わせ先】

・佐賀県県土整備部 建築住宅課 建築指導担当

電話:0952-25-7165

ファックス:0952-25-7316

メール:kenchikujyutaku@pref.saga.jp

・佐賀県東部土木事務所 建築課

電話:0942-83-4398